

例年に無く梅雨明けが遅びた今夏でしたが、その分9月入って厳しい残暑が続くのでしょうか？
9月といえば八都県市ディーゼル車規制が開始されるまであと1ヶ月、**お持ちのお車は大丈夫ですか？**
今回も八都県市ディーゼル車規制の最新情報と先月お話した、規制についてのQ & Aで問合せが多かったことについて、もう一度お話ししたいと思います。

八都県市ディーゼル車規制の話(2)

**ディーゼル車規制に関する取締りの実施内容が決定しました！
(平成15年7月23日東京都環境局発表)**

1.取締りの実施内容

(1) 事業所への立入検査

- ・ 計画的な都内事業所への立入検査
- ・ 違反車両を使用した事業所への立入検査

(2) 路上取締り

- ・ 警視庁と合同した走行車両の検査
- ・ 駐車車両の検査

(3) ビデオカメラによる走行車両の撮影

- ・ 車両ナンバーをビデオカメラで撮影し、違反車両を追跡

(4) 物流拠点での取締り

- ・ 市場、自動車ターミナル、コンテナ埠頭などでの車両検査

(5) 通報による調査

- ・ 都民等からの通報により、黒煙を排出する車両等を調査

2.違反車両を使わせない取組

(1) 都、区市町村などが発注する配送・工事等における規制適合車使用の徹底

(2) 都施設の埋立処分場、市場などにおける規制適合車使用の徹底

(3) 車両使用を伴う許認可にあたって規制適合車の使用を条件化

3.違反者に対する行政処分・罰則



1) 運行禁止条例

違反車両が都内において運行されていると認めるときは、行政処分として車両の運行責任者に対し、都内における運行禁止を命じます。(運行責任者とは、自動車の購入、配置、整備など車両の運行に関わるすべての権限を持つ地位にある者をいいます。)

2) 氏名公表

運行禁止命令を受けた者が命令に従わなかったときは、その氏名を公表します。

3) 罰金について

運行禁止命令を受けた者が命令に従わなかったときは、**刑事罰として50万以下の罰金**を求めます。

* 荷主に対しても条例を遵守するよう適切な措置をとるよう勧告するとともに、勧告に従わないときは、氏名を公表します。

規制についてのQ&Aで問合せが多かったこと！

1.キャリアが並行輸入車の取扱いについて

キャリアがファーン・テマクのオルテレンクレーンも対象になるの？という問い合わせが多く寄せられました。ずばり対象になります。初度登録をした年度の車両総重量に応じた規制値を満たしていると見なします。初度登録が平成6年10月のオルテレンクレーンだとします。国産車での型式はW-ですので並行輸入車も同様と見なされますので、今年の10月から八都県市を走行するには、DPF装置の装着が必要になります。

2.NOX・PM法と八都県市ディーゼル車規制の関係について

NOX・PM法とは排出基準に適合していない車は、特定地域内で車検が取れなくなる法律です。

八都県市ディーゼル車規制は、排出基準に適合していない車の運行を禁止する条例です。

似ているようですが、違うものです。したがって**PM低減装置を装着してもNOX・PM法はクリアできません。**

又現在NOX・PM法をクリアできる後付け装置はありません。

3.PM減少装置取付補助金について

現在、埼玉・千葉では補助金の申請を打ち切っています。まだ継続して申請の受付を行っているのは、東京・神奈川だけです。詳細については、各都・県にお問い合わせください。

ご不明な点、分からない事等ありましたら是非ご相談ください。

